

○山井委員 きょうもずっと、データの誤り、資料の間違い、虚偽答弁が議論になっておりますが、こういう状況の中で一昨日強行採決されたことに関しては、採決は無効だと思います。

そして、もちろん、前提となるデータがそもそも話にならない、いいかげんなものであったということのみならず、この法案の本質である高度プロフェッショナル、残業代ゼロ制度、このことによって、人の命が奪われる、過労死が起こる、このことは何としても食いとめねばなりません。採決をもう一回やり直し、そして、その前に、高プロ、残業代ゼロ制度を削除するというのを改めて強く申し上げたいと思います。

限られた二十分の時間ですけれども、結局これは、今回の高プロの最大の問題点は、歯どめがないということなんです。ですから、これは必ず過労死が起こってしまいます。さらに、年収要件や対象職種も簡単にふやすことができます。

私もおとついの強行採決のどさくさ紛れの附帯決議を見てびっくりしたんですけれども、この附帯決議の九番目にこう書いてあるんですね。改正法施行後、高度プロフェッショナルについて速やかに制度運用の実態把握を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。つまり、速やかに高度プロフェッショナルに関して必要な措置を講ずる。

つまり、利用者が少ない、あるいは制度がわかりにくい、だから、職種をふやそう、年収要件を拡大しようということにもこれは読めるわけであって、実際、二〇一五年の四月には経団連の会長が、年収要件を緩和する、対象職種を徐々に広げていく方向で、範囲をできるだけ広げていっていただきたいということを既におっしゃっておられます。

そういう意味では、速やかに必要な措置を講ずることということで、まだこの法案、成立していないにもかかわらず、高プロの対象職種を可能にするような附帯決議を入れ込んでいるということに関して、私は非常に恐ろしいものを感じます。だから、これは過労死促進法とも言われているわけであります。

そこで、限られた時間ですが申し上げたいと思いますが、この法案のさまざまな問題点。

例えば、配付資料の二ページ目を見ていただきたいんですけれども、残業時間によって多くの方々が過労死で亡くなっておられます。ここに、六十時間、八十時間、百時間、百二十時間で多くの方々が過労死されています。でも、これは氷山の一角で、申請が却下された方、また、資料がなくて申請できていない方は、この十倍、百倍ぐらいおられる可能性というのはあると思います。

にもかかわらず、次の三ページを見てください。時間に限りがありますので、過去の答弁、質問主意書の確認をさせていただきたいんですけれども、結局、ここの赤線で書いてありますように、今までの答弁でも、高プロでは残業時間は把握はされませんが、後で残業時間に当たる時間外労働が二百時間だとわかっても、それは法律に違反しますかということに関して、加藤大臣は、直ちに違法ということではないと。

つまり、残業時間に当たる時間外労働が月二百時間でも合法であるということを認めておられます。しかし、多くの方が八十時間、百十時間、百四十時間で亡くなっておられる中で、これは残業時間青天井法案ですね。人死にますよ、確実に。合法と言っている場合じゃないんですよ。

さらに次のページ、四ページ目。これも質問主意書の答弁でありますけれども、裁量労働制では、一応法案には、遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねると法案に書いてあります。しかし、高プロではこのような記述はありませんから、高プロは裁量労働制以上に、裁量というものが法律には明記されていません。

そんな中で、二十四時間連続、四ページ目ですね、労働しなければ終わらないくらいの業務を指示する禁止規定は、働き方改革法案にありますか。また、業務が過大であったため、結果的に労働者が二十四時間連続して労働した場合、このような指示を禁止する規定はありますかという質問主意書に対して、政府は、御指摘のような指示等を禁止する明文的な規定はないと。

つまり、二百時間残業も合法、二十四時間連続して仕事しないと終わらないくらいの業務を与えることも合法。本当にこれは恐ろしい内容です。

そして次に、質問を行いたいんですが、五ページ、そんな中で政府が一番強調しているのは健康管理時間、残業時間に近いものですね、が百時間を超えたら面接指導を行うんだと言っているんですよ、面接指導。だから大丈夫だということを言いたいらしいですけども。

しかし、これも私の質問主意書でびっくりする答弁が返ってまいりました。どういう答弁か。面接指導は受けなければならないのかということに関して、左の答弁を見てください。医師による面接指導を行わなければならないと法案ではなっているけれども、労働者が当該医師による面接指導を受けないことは、いわゆる高度プロフェSSIONAL制度の適用に影響を及ぼすわけではない。

つまり、労働者が面接指導を受ける義務については規定していない。わかりますか。つまり、面接指導を受けなさいよと、百時間、健康管理時間が、法定外時間がふえたら言えばいい、でも面接指導は受ける義務はないんですよ。

加藤大臣、これは全く歯どめにならないんじゃないんですか。面接指導を受けなくてもいいというんだったら、これはざるじゃないですか、はっきり言いまして。これでは命は全く守れません。同じじゃないですか、加藤大臣。

○加藤国務大臣 今般の法改正により、今委員御指摘のように、事業所は、高度プロフェSSIONAL制度の対象となる労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないとされており。また、事業主がこの規定に基づいて医師による面接指導を実施した場合には、労働者はそれを受ける義務がある旨も規定をされているところでございます。

ただ、御指摘の質問主意書は、この右側の九のところにあるんですが、もしのところで、高度プロフェSSIONAL制度の適用は無効になりますかということでもありますから、その無効になるという意味においての義務性ということとはここには課されていない、こういう意味でお答えをさせていただいているので、この法案においては、もちろん事業主と同時に、労働者側にも面接指導を受ける義務というものは規定をされているところであります。

○山井委員 結局、それは罰則がないし、無効にならないわけだから、実効性がないんじゃないですか。全く担保がないじゃないですか。なぜ義務であれば高プロを外さないのか、実効性が全くありません。そういう意味で、最大の歯どめと言っていることでさえこういうざるで、罰則もなく実効性もない。

改めて、限られた時間なので、再度になりますけれども、遺児の方の、マーくんの詩をぜひ私は読ませていただきたいと思います。

これは、残念ながら過労死によって、その被害者御自身、そして遺児の方、配偶者の方、またお父様、お母様、御遺族の方々も地獄の苦しみを味わわれるわけであり。下の方には、この配付資料にありますように、三歳の女の子のつらいお話が書いてありますが、上の方だけ改めて読ませていただきたいと思います。

#### ぼくの夢

大きくなったら ぼくは 博士になりたい  
そしてドラえもんに出てくるような  
タイムマシンを 作る  
ぼくは タイムマシンに乗って  
お父さんの死んでしまう 前の日に行く  
そして 仕事に 行ったらあかなくて 言うんや  
大きくなっても ぼくは 忘れはしないよ  
得意な顔して作ってくれた  
パパ焼きそばの 味を  
ぼくは タイムマシンに乗って  
お母さんと一緒に 助けに行こう  
そして 仕事で 死んだらあかなくて 言うんや  
仕事のための命じゃなくて  
命のための仕事だと ぼくは伝えたい

だから 仕事で 死んだらあかんで 言うんや

当時小学校一年生であったマーくんがつけられた詩、その後、大きくなってからつけ足された部分もごさいます。

私も後で聞いた話でありますけれども、このタイムマシンの詩を小学校一年生のときにつけられたマーくんは、その後、小学校時代に、インターネットで調べたりさまざまなことをして、必死に、本気でタイムマシンをつくる勉強をされたそうでもあります。しかし、高学年になったころには、やっぱりタイムマシンってつくるの無理なんやなということをおっしゃったそうでもあります。

こういう本当に被害者をふやす法案、大変問題があると思います。

そして、先ほどの配付資料にもありましたように、加藤大臣、私、どう考えても納得できないんですよ。

配付資料の三にありますように、二百時間、結果的に与えた仕事が多くて、結果的に二百時間の残業時間になってもオーケーだ、これはやはり人が死ぬんじゃないんですか。歯どめがないんですよ、この法案には。この高プロには歯どめがないんですよ、上限が。

多くの方々が八十時間、九十時間、百四十時間で過労死されている。多くの御遺族、遺児の方々が苦しんでいる。青天井じゃないですか。何で二百時間で合法的な制度を新たにつくるんですか。上限がないのはおかしいんじゃないんですか。人が死ぬんじゃないんですか。

二百時間の結果的には残業時間でも合法的だ、上限がないのはおかしいと思いますが、加藤大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 もう委員ともいろいろこれは議論しておりますから、これまでの議論を、いわゆる自分で働くのか強制性があるか、強制性がないということを前提に委員も御議論されているんだろうというふうに思います。

その中で、今回のこの高度プロフェッショナル制度においては、もちろん一方で、健康管理の措置、さまざまに規定をしているわけでありまして、それにのっとってしっかり対応していくということと、また、そもそもこれが適用される要件というのは、もう委員の御指摘のように、年収要件とか業務の要件とか、そして、何といても、職務も文書で決め、そして本人も合意する、こういうことを重ねてやっているわけでもあります。

さらに言えば、もともとこういった仕組みの中では、その人が創造性を持って付加価値のある仕事をしてもらう、こういったことが前提になるわけでありまして、そういった意味で、二百時間、三百時間働く中で本当に創造性のある仕事ができるのかという問題が別途あるとともに、もう一つ、さまざまな面で問題が、仮に今申し上げた点において法令上の問題がなくても、やはり一方で安全配慮義務というのは当然課されているわけでありまして。

そういったことも含めて、私は合法と言っているわけではなくて、直ちに違法になるものではないけれども、個別個別の中で、例えばこれまでの裁判の判例なんかを見ていると、恒常的かつ過大な時間外労働の実情を認識しつつ、これを放置したこと、このことでもって企業の安全配慮義務違反が指摘をされている、こういうこともありますから、もちろんこれは個々の事例を見て司法判断ということにもなりますけれども、そういった意味での安全配慮義務も当然かかっている、このことは申し上げておきたいと思っております。

○山井委員 結局、これは欠陥法案なんですよ。残業時間を把握しなくていい、おまけにその上限すらない。今おっしゃったように、今の加藤大臣の話でいくと、あたかも、過労死したら自己責任にされそうですよ、この法案は。過労死自己責任法案ですよ。これは非常に深刻な問題であります。

東京過労死家族の会の代表であります中原のり子さんは、夫は高度プロフェッショナル労働制の先取りで過労死したということをおっしゃっておられます。

結局、自律的に働くとか言えば言うほど、過労死しても労災認定がおりなくなる。きょうの配付資料の六ページにもありますように、全国労働弁護団事務局次長の笠置弁護士のペーパーにもありますけれども、「過労死遺族・被害者が救済されない」、労働時間が把握されていないから、労災認定がおりるのが極めて困難になる。

中原さんのケースを配付資料で入れさせていただきましたけれども、この八ページにありますように、一九九九年に、小児科であった御主人の利郎さんがお亡くなりになりました。過労死をされました。そして、弁護団も一緒になって、必死になって、この八ページにありますように、中原医師の亡くなる以前の一年分の就労状況を取りまとめた表を作成した。しかし、四年後の二〇〇三年三月に、新宿労基署は不支給決定をするわけですね。

今の状況の中でもこういう厳しい状況がある中で、労働時間の把握義務すらないということになれば、過労死

になっても過労死と認められない。これは大変な問題になります。

加藤大臣、このことについて、労災申請も却下される、そして過労死認定も受けられない、そういう事態が起これば、御遺族はどうしたらいいわけですか。今でさえ、何年かかっても過労死認定を受けられない、労災申請却下される。

これは恐らく、高プロだったら、過労死が起これば、事業主はこう言いますよ。いや、労働時間わかりません、御本人に任せていました、資料ありません。労働時間わかりません、資料ありません。こう言われたら、加藤大臣、どうしたらいいわけですか。労基署もきっちり調査なんかできませんよ、そう言われたら。そうしたら、これは泣き寝入りじゃないですか。加藤大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 いずれにしても、通常の働き方……（発言する者あり）

○高鳥委員長 御静粛に願います。

○加藤国務大臣 済みません。口癖なもので失礼いたしました。

通常の働き方であっても、あるいは高度プロフェッショナル制度であっても、管理監督者であっても、そこに書かれている時間をもって我々は判断をしているわけではなくて、さまざまなデータ、あるいはさまざまな方からお話を聞いて、労災認定の作業をしているということでもあります。

したがって、その点について、ここではいずれにしてもということになるんだろうと思いますが、高度プロフェッショナル制度においても同じということになるわけですが、同時に、高度プロフェッショナル制度の場合には、確かに、労働時間、あるいは労働時間の状況ではありませんが、健康管理時間というものを把握をし記載をする、残しておくということになっているわけでもあります。

健康時間とは何かといえば、その職場にいた時間プラス職場外において働いた時間ということですから、当然それも一つの目安になりながら、しかし、これは一般においても書かれた労働時間が適正かどうかということと同様に、その点も含めてチェックをし、そしてさまざまな資料から労災の決定をしていく、その点については何ら変わるものではないというふうに思います。

○山井委員 それが違うんです。何ら変わるものではなくて、肝心の労働時間が把握されていないんですよ、把握義務がないんですよ。ですから、過労死になっても過労死と認定されない、大変わりなんですよ、根本的に変わるんですよ。大きな問題だと思います。

そして、先ほどの、残業代、二百時間でも直ちに違法とは言えない。加藤大臣、では、もし結果的に残業時間が三百時間になったとしても、その三百時間ということをとっては違法にはならないということですか、高プロは。

○加藤国務大臣 さまざまな前提があるわけでありまして、今回、業務について、これは省令を含めて決めて、その際には時間の指定等はないとといったことを明記するわけでもありますけれども、例えば、委員御指摘のように、使用者側から具体的にそうした指令がない中で、残業しろとかそういう指令がない中でそうした作業をしている、しかし、そういう中においても、先ほど申し上げた健康確保措置というものも当然発動されるわけでもあります。また、当然のように安全配慮義務というものはあるわけでもあります。

また、そもそも、先ほど申し上げたように、この高度プロフェッショナル制度において一番大事なことは、いかに自律的に創造的な仕事をしていく、そしてより付加価値の高いものをつくってもらう。そういった趣旨から、こんな二百時間、三百時間ということがそもそもあり得るのかという問題、これはまず前提としてあるんだろうと思いますが、その上において、ちょっと重複になって恐縮ですが、健康確保措置等を実施する、また一方で安全配慮義務等、またそれが実行されていなければ我々監督指導等においてもしっかりその点を指摘していく。こういった幾重の対応でそうした事態がないように努めていきたいと思っています。

○山井委員 いや、聞き捨てなりませんね。二百時間、三百時間の残業はあり得るんですかと。あり得ますよ。

じゃ、加藤大臣、健康管理時間、何時間か、残業時間、何時間か、制度導入後、高プロ対象者は統計をとるんですか。

○加藤国務大臣 これから、どういう形で報告をしていただくのか、どういう頻度で報告をしていただくのかということはありませんけれども、そうした中において、健康管理時間がそれぞれどうなっているのか、そういった集計をしていきたいと思っております。

○山井委員 結局、残業時間をどう集計するのか、健康管理時間をどう把握するのか、全く白紙じゃないですか。何の歯どめもない、過労死も歯どめもない。

ここにもありますように、四年前、この委員会で与野党合意で成立させた過労死防止法違反ですよ、今回の高プロ、残業代ゼロ制度は。人の命を守るために、私たちは与野党を超えて国会で審議しているんです。五十五万筆もの署名によって、与野党を超えて合意してつくった過労死防止法、過労死を減らす過労死防止法をこの場で成立させたのに、今回、過労死をふやすような法案を強行採決することは絶対に許せません。これからもしっかりと審議を続けていただきたいと思います。

以上、終わります。